

平成 30 年度 事業 計画

事業方針

近年、観光交流や経済交流はますます活発化してきており、県民が身近なところでグローバルな活動に携わる機会は今後とも飛躍的に増えるものと予想される。一方、在住外国人は平成 27 年から増加に転じており、彼らが抱える課題やニーズはますます多様化してきている。

このような中、当協会は、国際交流、観光交流、経済交流を一体的に推進するめ県が策定した「山形県国際戦略」や、当協会が策定した「新中期経営計画（平成 29 年度～平成 33 年度）」に沿い、公益法人としての認定基準を遵守し、経営の健全化に努めながら、「多文化共生」の社会づくりに向けた取組みを進めていく。

特に、平成 30 年度においては、以下の項目について重点的に事業を展開していくこととする。

1. 県内の在住外国人は、平成 29 年 12 月末現在で、77 の国・地域の出身者 6,645 人（対前年比 416 人増）であり、これら在住外国人が地域社会で孤立することなく生活できるよう、情報提供、相談事業、日本語学習、各地域での国際理解を深める事業の実施に取り組んでいく。
2. 将来を担う若者をはじめ多くの県民が「多文化共生」に対する関心と理解を深めるため、語学講座、在住外国人の母国の文化や習慣を紹介する講座、その他の国際交流イベントについて、他団体との共同事業を含め積極的に実施する。
3. 在住外国人が日常生活の情報や災害発生時の情報伝達等をスムーズに行えるよう、やさしい日本語を使用した生活サポートブックの作成や、災害時における「多言語支援」を行うための環境づくりに取り組む。
4. 在留外国人のための相談事業について、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中で、相談内容が多様化、専門化していることから、関係専門機関、市町村等とのネットワークを活用しながら、相談者の問題解決に努める。
5. 独立行政法人国際協力機構東北支部(JICA 東北)や一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)など全国的な団体をはじめ、県内外の関係団体と一層協力を密にして、県民のニーズに即した連携事業を推進していく。特に、災害時における相互支援など広域的な共通課題については、隣接県の地域国際化協会と常に情報交換を行うとともに、共同の取組みについて検討していく。
6. 「山形県国際交流センター」について、県から引き続き指定管理者の指定を受けたことを踏まえ（指定期間：平成 30 年度～平成 32 年度）、県民の国際交流活動の拠点として、施設運営の改善を図りながら、利用者の一層の増加に努める。

事業計画

1. 情報集積・広報事業

(1) 情報集積活用事業

ウェブサイトやフェイスブックの内容の充実に努め、県内の国際交流・協力活動に携わっている自治体、市町村国際交流協会、民間団体、会員企業等の情報提供を行うとともに、交流サロンの利用者がよりニーズに即した情報を得られるよう、一層の環境整備に努める。

(2) 広域連携推進事業

地域国際化協会連絡協議会等が主催する会議・研修会等に参加し、情報の収集や連携強化を図る。

(3) 機関誌の発行

国際交流の動向をはじめ、当協会及び関係団体・個人の活動状況の紹介や情報提供等を盛り込んだ機関誌「AIRY」を年3回発行し、関係機関・団体、賛助会員等へ配布する。

(4) 多言語情報誌の発行

県内各地域の文化、暮らし、歴史のほか、国際交流関連情報等を日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語の4言語版の外国人向け情報誌「Face to Face」を機関誌の発行回数と合わせ年3回発行し、関係機関・団体、県内留学生、賛助会員等へ配布する。

2. 国際交流推進事業

(1) 地球市民学習事業

国際交流に対する関心を高めるため、「とびいりワールド茶館（カフェ）」、英会話講座「Eigo で話そう!」、JICA 東北との共催による多文化理解講座「世界をのぞけば・・・」、県の国際交流員（CIR）による韓国、中国、イギリス、アメリカに関する多文化理解講座や「出前講座」等を実施する。また、新たに「入門・初級韓国語講座」を実施する。

(2) 国際理解推進事業

山形大学、JICA 東北、認定 NPO 法人 IVY の関係者とともに、国際理解と多文化共生をテーマとし、参加者同士が交流を図り、広く情報や意見を共有できる場として、一般県民を対象とした「国際理解実践フォーラム／山形から世界をみてみよう!」を開催する。

3. 国際協力推進事業

海外技術研修員の受入れ事業（県委託事業）

県の海外技術研修員の受入れに伴う生活支援を行うとともに、県民との交流や県内各地の歴史、文化、習慣などについて学習・体験する機会を設ける。

4. 民間国際交流活動推進支援事業

(1) 民間団体との連携強化・交流促進

民間国際交流団体の活動を支援し、協会と団体、あるいは団体相互間の連携を図るための場を設けるほか、県内の国際交流関係団体の情報を集め「ダイレクトリー」を更新し、ウェブサイトで公開する。

◇「多文化共生ネットワーク会議」の設置

山形市国際交流協会、出羽庄内国際交流財団、酒田市国際交流サロン、米沢市国際交流協会、高畠町国際交流協会、認定 NPO 法人 IVY など県内の主な国際交流、国際協力団体による常設のネットワーク会議を新たに立ち上げ、県との連携のもとに、災害時における在住外国人支援など、多文化共生に向けた課題への対応と連携のあり方について協議していく。

(2) 国際交流サポーターの募集、紹介及び研修の実施

国際交流に関するサポーターを募集し、当協会事業への協力要請や、個人・事業主催者等からの要請に応じて紹介を行うとともに、サポーターの資質の向上と相互の連携を図るため、平成 30 年度は語学サポーター向けの研修会を実施する。

〈サポーターの種類〉

①語学（通訳、翻訳） ②日本語 ③ホストファミリー ④国際理解 ⑤イベント協力

(3) 民間国際交流団体活動推進支援助成事業

県内の民間国際交流団体の活動を支援するため、団体が実施する国際理解の促進、在住外国人支援など様々な事業の活動費の一部として、助成金を交付する。

(4) 共催・後援による関係団体等の支援

県内市町村や関係団体等の要請に応じ、国際交流事業について共催・後援等を通じて支援する。

5. 多文化共生社会づくり（在住外国人支援）事業

(1) 日本語教室の開設

在住外国人支援の一環として、中級クラスの日本語教室を開設するとともに、最寄りの日本語教室に通えない日本語学習希望者に対し、日本語サポーターの紹介を行う。

開設コース	開催回数
①中級へ行こうクラス	前期・後期 各 15 回
②中級総合クラス	前期・後期 各 30 回
③N2/N3（日本語能力試験 2 級/3 級を目指す）クラス	前期・後期 各 30 回
④日本語サポーターによるマンツーマンレッスン	随時相談

また、県内で日本語教室を運営している団体による「山形日本語ネットワーク懇談会」（平成 6 年発足）を引き続き実施する。

(2) 外国人相談研修事業

在住外国人に対する支援体制の充実を図るため、県内外にある外国人相談窓口の相談員、市町村担当者、専門相談機関の相談員、日本語指導者など、外国人支援に携わる者を対象に研修と情報交換を行い、相互の連携強化と資質向上を図る。

(3) こども日本語習得支援事業

在住外国人の子供たちが学校や社会生活に円滑な適応ができるよう、関係市町村教育委員会や「山形こども日本語サポートネット」などの民間団体と連携しながら支援に当たる。

(4) やさしい日本語版やまがた生活サポートブック作成事業

月1回「やさしい日本語学習会」を開催し、既刊の「やまがた生活サポートブック」をやさしい日本語を使って書き換え、その成果物をウェブサイト上で公開する。

(5) 「日本語学習支援ネットワーク会議 2018 in 山形」の開催

東北6県を対象とした日本語学習支援関係者の会議が本県で開催されるに当たり、山形大学基盤教育院の教授が中心となって組織する実行委員会に参加するとともに、負担金を拠出する。

6. 在外県人会等支援事業

(1) 在外県人会支援事業（県補助事業）

- ・海外の山形県人会6団体の活動費に対し助成する。
(ブラジル、アルゼンチン、ペルー、パラグアイ、ハワイ、北米南カリフォルニア)
- ・「ブラジル山形県人会青年部」が行う交流事業に対し助成する。

(2) カレンダー贈呈事業

県内外の企業・団体等から寄贈された日本各地あるいは山形県内の風習・風景を題材にしたカレンダーを、在外山形県人会へ贈呈する。

7. 海外との直接交流事業

本県の国際交流と国際理解に一層貢献するとともに、職員に国際的な感覚や行動力を養う機会を提供するため、本協会として直接海外との交流の機会を確保すべく、平成30年度においては、北米南加山形県人会との交流を軸に検討している。

8. 地域人権啓発活動活性化事業

相談窓口広報事業

法務省人権啓発活動地方委託事業の一環として、外国人相談窓口の周知を図るため、多言語リーフレットを作成する。

9. 山形県国際交流センター管理業務事業（県による指定管理）

（1）山形県国際交流センターの管理運営

利用者に対する利便性の向上に努めながら、次により利用促進を図る。

- ①国際交流や国際理解を深めるためのイベント、講座等の企画・実施
- ②交流サロンでのインターネットの利用や、国際交流・国際協力関係資料、外国語図書、ビデオ、語学教材等の閲覧と貸出し
- ③センターの設置目的に沿った研修室とボランティア室の積極的な貸出し

一方、防犯、防災、事故対応等、県の施設を管理するのにふさわしい危機管理能力を身につけるため、職員の安全教育等に努める。

（2）外国人相談窓口設置事業

在住外国人を支援するため、6言語に対応する相談員を配置し、出入国・在留資格、語学学習、教育問題、家庭問題など、様々な生活相談に面接、電話、Eメール等で応じるほか、生活情報の提供等を行う。

また、平成30年度は、ベトナム語に対応する相談員の設置に向けた検討を進める。

◇相談窓口の体制

対応言語	開設曜日	開設時間
日本語	火～土	10：00～17：00
英語	火～土	10：00～17：00
中国語	火・金	10：00～14：00
韓国・朝鮮語	木・土	10：00～14：00
ポルトガル語	水	10：00～14：00
タガログ語	金	10：00～14：00